

別表（第4条関係）

区分		交付額
国際大会	パラリンピック競技大会	1人につき50,000円
	デフリンピック（世界ろうあ者競技大会）、アジアパラ競技大会、アジアユースパラ競技大会	1人につき30,000円
	国際大会に相当とするものとして市長が認める大会	
	国外で開催されるもの	1人につき20,000円
	国内で開催されるもの	1人につき10,000円
全国大会	全国障害者スポーツ大会、ジャパンパラ競技大会	1人につき10,000円
	厚生労働省、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会加盟競技団体が主催する大会	1人につき6,000円
	上記以外の全国的組織を有する競技団体等が主催する大会	1人につき6,000円
	全国大会に相当とするものとして市長が認める大会	1人につき6,000円
大会ブロック	障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック地区予選	1人につき5,000円
	ブロック大会に相当とするものとして市長が認める大会	1人につき5,000円

備考

団体においては、交付額×交付対象者数を限度とする。